

まちづくりニュース

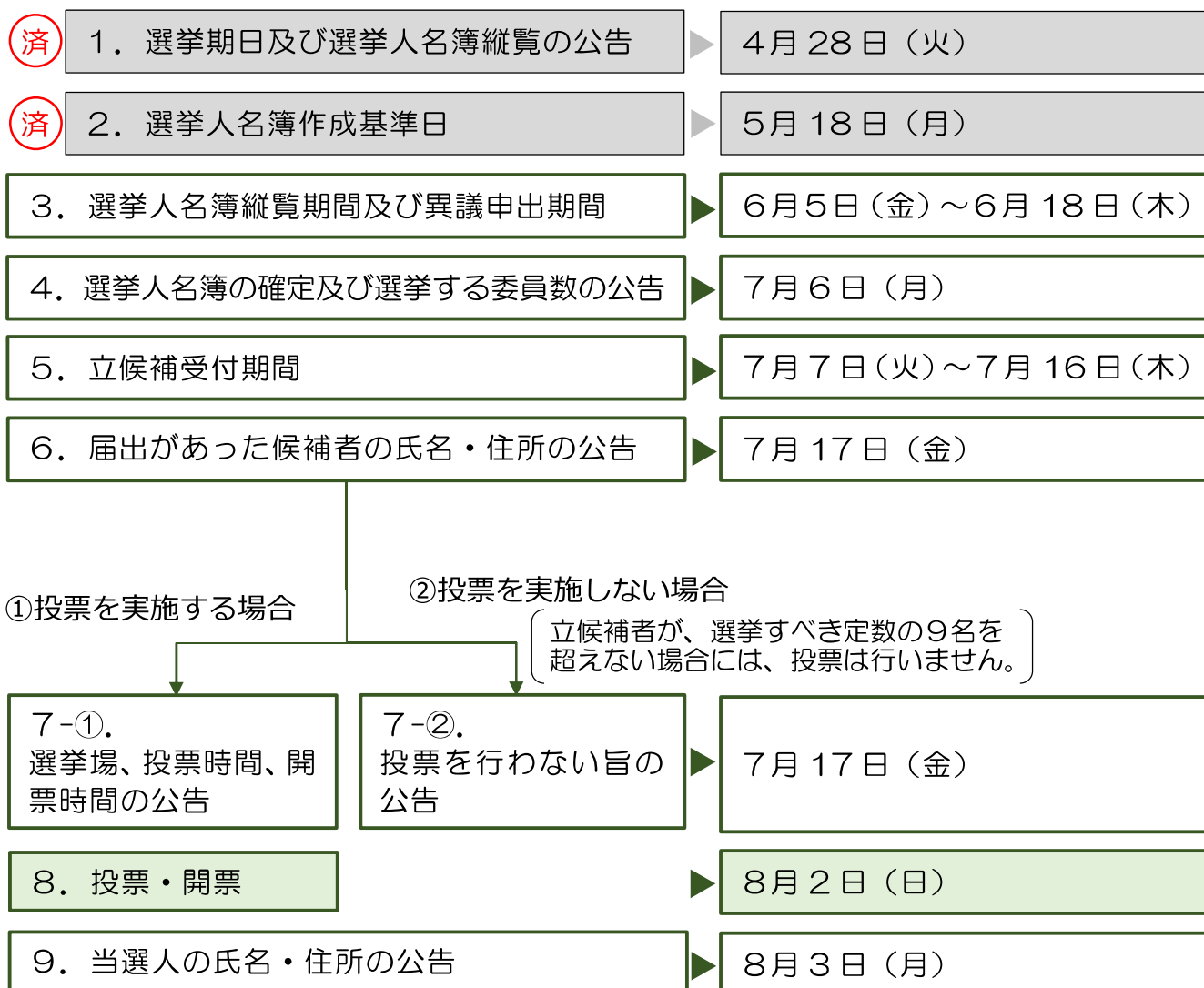
都市建設部市街地整備課

土地区画整理審議会選挙の概要について

東海加木屋中部土地区画整理事業（以下「本事業」という。）の諮問機関として、土地区画整理法第 56 条の規定に基づき、令和 3 年（2021 年）8 月より「東海加木屋中部土地区画整理審議会」が設置されています。

現在の委員の任期が令和 8 年（2026 年）8 月 1 日までであることから、下記の日程で、審議会委員の改選を行います。

○ 土地区画整理審議会委員選挙に関するスケジュール



○ 選挙人名簿の縦覧のお知らせ

選挙人名簿の縦覧を下記の日程で行います。この名簿に氏名等のある方が、本地区の土地区画整理審議会委員選挙権、被選挙権を有する方です。

- ・縦覧期間（土曜・日曜も行います）
令和8年6月5日（金）～6月18日（木）
午前9時～午後4時
- ・縦覧場所
市街地整備課窓口（市役所庁舎4階）
（土曜・日曜は市役所宿直室）

- 選挙人名簿には、令和8年5月18日現在、本地区内において、土地の所有権、借地権を有する方の氏名等が記載されます。
- 選挙人名簿への記載漏れや誤字等についてご確認ください。誤りがある場合は、縦覧場所に備え付けの書面でお申し出ください。

○ 審議会委員の立候補・立候補推薦の手続きのお知らせ

- ・受付期間（土曜・日曜も行います）
令和8年7月7日（火）～7月16日（木）
午前9時～午後4時
- ・受付場所
市街地整備課窓口（市役所庁舎4階）
（土曜・日曜は市役所宿直室）

- 土地区画整理審議会委員へ立候補する場合、または立候補者を推薦する場合は、受付期間内に下記の【必要書類】を受付場所に提出してください。また、不明点等は、問合せ先までご連絡ください。

○ 必要書類

- ご自身で立候補する場合：「立候補届」
- 立候補者を推薦する場合：推薦者から「立候補推薦届」
候補者から「立候補推薦届出承諾書」
- 上記の書類は、市街地整備課（市役所庁舎4階）に用意しています。

○ 立候補の資格

- ① 令和8年5月18日現在、本事業施行地区内の土地について、所有権または借地権を有する方（確定した選挙人名簿に氏名等の記載がある方）。
- ② ①において、共有の場合は、「代表者選任通知」を提出することによって代表者に選任された方。
- ③ 選挙期日に年齢が満18歳以上である方（民法上、未成年でない方）。
- ④ 拘禁以上の刑に処されていない方。

○ 投票の有無について

- 立候補者が選挙すべき定数の9名を超えた場合には、8月2日（日）に投票を行います。なお、定数を超えない場合は、投票は行いません。
- 投票の有無は、改めて書面にてお知らせします。

問合せ先

東海市役所都市建設部市街地整備課（東海市役所庁舎4階）

【住 所】 〒476-8601 東海市中央町一丁目1番地

【E-mail】 shigaichi@city.tokai.lg.jp

【電話番号】 052-613-7906 0562-38-6486

以下のQRコードより、本事業のホームページがご覧いただけます。

